

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号。以下「改正規則」という。）が平成26年3月26日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正に伴い、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について見直しを行うとともに、介助がなければ避難できない者について規定するほか、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出等について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正規則に関する事項

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

- (1) 改正令により新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる延べ面積275㎡未満の(6)項口に掲げる社会福祉施設等について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとしたこと。ただし、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第2項第2号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第1項第1号関係）
- (2) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第2項関係）
  - 一 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通

路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたもの

二 居室を壁、床等で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた施設で、次のイからホまでの避難が容易な構造を有するもののうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの

イ 自動火災報知設備の感知器は、一部の例外を除き、煙感知器を用いること。

ロ 居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。

ニ ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。

ホ 居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

(3) 共同住宅の住戸を令別表第1(6)項ロの用途に供する場合において、(6)項ロの用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のもののうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第3項関係）

一 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。

二 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。

四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料でしたものであること。

五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

## 2 介助がなければ避難できない者の規定について

令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児、幼児、並びに令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同表(6)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(6)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者としたこと。（規則第12条の3関係）

一 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

二 認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必

要」に該当しない者

三 認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五 認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六 認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

### 3 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直しについて

自主表示対象機械器具等の製造業者等が技術上の規格に適合する旨の表示を付そうとするときに、消防法に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出る事項について、自主表示対象機械器具等の種類が増えることを踏まえ、対象となる機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることとしたこと。（規則第44条の2第2項第2号関係）

### 4 その他

屋外消火栓設備に関する基準の細目（圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力の基準）について規定の整備を行ったこと。（規則第22条第10号ロ関係）

## 第二 その他

### 1 改正規則の施行期日

改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一3及び4に記載する自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直し等については、公布の日から施行することとしたこと。

### 2 今後の予定

改正規則の運用については、別途通知する予定であること。